

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成22年  
1月8日  
(金曜日)

## 目次

告示

小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間（水産振興課）……………一

中型まき網漁業及び瀬戸内海機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間（水産振興課）……………一

公告

平成二十一年度山口県補正予算の要領の公表（財政課）……………一

歯科技工士国家試験の実施（健康増進課）……………五

開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………六

契約の締結（物品管理課）……………六

選管告示

不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正……………七

雑報

県報の正誤（平成十九年七月二十七日山口県告示第三百九十五号）……………七



### 山口県告示第二号

山口県漁業調整規則（昭和四十二年山口県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

平成二十二年一月八日

山口県知事 二井 関成

### 一 対象船舶

- (一) 瀬戸内海（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百条第二項に規定する瀬戸内海をいう。）を操業区域とする船舶
  - (二) 山口県漁業調整規則第四十九条の表小型機船底びき網漁業の項一、二及び四に掲げる海域を操業区域とする船舶（漁業法第六十六条第二項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則（昭和二十七年農林省令第六号）第一条第一項第二号に規定する手繰第二種漁業に使用する船舶に限る。）
- 二 申請期間
- 平成二十二年二月十六日から同年三月一日まで

### 山口県告示第三号

山口県漁業調整規則（昭和四十二年山口県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、瀬戸内海機船底びき網漁業及び中型まき網漁業につき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

平成二十二年一月八日

山口県知事 二井 関成

### 申請期間

平成二十二年二月十六日から同年三月一日まで



### (四) 平成二十一年度山口県補正予算の要領の公表

平成二十一年十一月山口県議会定例会で議決された平成二十一年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

平成二十二年一月八日

山口県知事 二井 関成

平成21年度山口県一般会計補正予算（第4号）

平成21年度山口県の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,292,521千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ787,697,772千円とする。		第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。		第1表 歳入歳出予算補正		第2表 債務負担行為補正		第1表 歳入歳出予算補正		(単位 千円)	
歳入	歳出	補正額	補正前の額	計	補正額	補正前の額	計	補正額	補正前の額	計	
5 地方交付税	1 地方交付税	△4,675,826	165,000,000	160,324,174	△4,675,826	165,000,000	160,324,174				
7 分担金及び負担金	1 分担金	△2,393	486,083	483,690	△2,393	486,083	483,690				
	2 負担金	△21,915	5,920,770	5,898,855	△21,915	5,920,770	5,898,855				
8 使用料及び手数料	1 使用料	△113,549	11,348,350	11,234,801	△113,549	11,348,350	11,234,801				
9 国庫支出金	1 国庫負担金	2,859,753	145,582,304	148,442,057	2,859,753	145,582,304	148,442,057				
	2 国庫補助金	△591,514	37,528,427	36,936,913	△591,514	37,528,427	36,936,913				
	3 委託金	3,450,196	105,789,726	109,239,922	3,450,196	105,789,726	109,239,922				
12 繰入金	2 基金繰入金	1,071	2,264,151	2,265,222	1,071	2,264,151	2,265,222				
	6 雑収入	646,501	29,737,662	30,384,163	646,501	29,737,662	30,384,163				
14 雑収入	2 受託事業収入	14,908	21,614,542	22,261,043	14,908	21,614,542	22,261,043				
	6 雑収入	△570	829,575	829,005	△570	829,575	829,005				
	合計	15,478	5,665,825	5,681,303	15,478	5,665,825	5,681,303				
	合計	△1,292,521	788,990,293	787,697,772	△1,292,521	788,990,293	787,697,772				
歳入	歳出	補正額	補正前の額	計	補正額	補正前の額	計	補正額	補正前の額	計	
1 歳入	1 歳出	△74,741	1,469,005	1,394,264	△74,741	1,469,005	1,394,264				
2 歳入	2 歳出	△74,741	1,469,005	1,394,264	△74,741	1,469,005	1,394,264				
2 歳入	2 歳出	42,192	45,289,239	45,331,431	42,192	45,289,239	45,331,431				
	1 歳出	△22,363	14,246,199	14,223,836	△22,363	14,246,199	14,223,836				
	2 歳出	219,157	15,080,235	15,299,392	219,157	15,080,235	15,299,392				
3 徴税	3 徴税	△194,817	11,015,576	10,820,759	△194,817	11,015,576	10,820,759				
4 市町村振興費	4 市町村振興費	△17,289	1,614,026	1,596,737	△17,289	1,614,026	1,596,737				
5 選挙費	5 選挙費	△890	969,870	968,980	△890	969,870	968,980				
6 防災費	6 防災費	98,922	1,288,345	1,387,267	98,922	1,288,345	1,387,267				
7 統計調査費	7 統計調査費	△28,244	730,879	702,635	△28,244	730,879	702,635				
8 人事委員会費	8 人事委員会費	△1,614	137,579	135,965	△1,614	137,579	135,965				
9 監査委員費	9 監査委員費	△10,670	206,530	195,860	△10,670	206,530	195,860				
1 社会福祉費	1 社会福祉費	655,679	96,492,354	97,148,033	655,679	96,492,354	97,148,033				
4 児童福祉費	4 児童福祉費	426,315	78,761,687	79,188,002	426,315	78,761,687	79,188,002				
7 生活保護費	7 生活保護費	230,645	15,675,912	15,906,557	230,645	15,675,912	15,906,557				
1 公衆衛生費	1 公衆衛生費	△1,281	1,598,409	1,597,128	△1,281	1,598,409	1,597,128				
4 環境衛生費	4 環境衛生費	1,427,046	24,631,365	26,058,411	1,427,046	24,631,365	26,058,411				
7 保健所費	7 保健所費	974,926	6,573,683	7,548,609	974,926	6,573,683	7,548,609				
8 医薬費	8 医薬費	617,675	4,016,741	4,634,416	617,675	4,016,741	4,634,416				
1 労働費	1 労働費	△127,611	2,697,787	2,570,176	△127,611	2,697,787	2,570,176				
2 職業能力開発費	2 職業能力開発費	△37,944	9,041,224	9,003,280	△37,944	9,041,224	9,003,280				
4 労働委員会議費	4 労働委員会議費	△32,982	11,774,949	11,741,967	△32,982	11,774,949	11,741,967				
1 農業費	1 農業費	△869	3,014,780	3,013,911	△869	3,014,780	3,013,911				
2 畜産費	2 畜産費	△25,483	1,579,194	1,553,711	△25,483	1,579,194	1,553,711				
4 労働委員会議費	4 労働委員会議費	△6,630	136,166	129,536	△6,630	136,166	129,536				
1 農産費	1 農産費	700,240	50,235,489	50,935,729	700,240	50,235,489	50,935,729				
2 畜産費	2 畜産費	△153,871	11,298,098	11,144,227	△153,871	11,298,098	11,144,227				
3 農地費	3 農地費	△2,680	1,200,571	1,197,891	△2,680	1,200,571	1,197,891				
4 林業費	4 林業費	1,506	15,422,230	15,423,736	1,506	15,422,230	15,423,736				
5 水産費	5 水産費	916,632	13,094,133	14,010,765	916,632	13,094,133	14,010,765				
1 商業費	1 商業費	△61,347	9,220,457	9,159,110	△61,347	9,220,457	9,159,110				
2 工業費	2 工業費	△39,001	82,795,704	82,756,703	△39,001	82,795,704	82,756,703				
3 観光費	3 観光費	3,228	2,405,671	2,408,899	3,228	2,405,671	2,408,899				
5 都市計画費	5 都市計画費	△45,437	79,422,032	79,376,595	△45,437	79,422,032	79,376,595				
1 管理費	1 管理費	3,208	411,395	414,603	3,208	411,395	414,603				
	2 工業費	△474,081	121,235,848	120,761,767	△474,081	121,235,848	120,761,767				
	3 観光費	△473,405	8,838,204	8,364,799	△473,405	8,838,204	8,364,799				
	5 都市計画費	△676	12,840,877	12,840,201	△676	12,840,877	12,840,201				



変更

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	補 限度額	起債の方法 利率 償還の方法	補 限度額	起債の方法 利率 償還の方法
港 湾 整 備 事 業	1,959,000	証書借入又は証券借入れによる。年8.0%以内で、償還は元金均等返済方式で行う。特別の償還条件はない。	1,940,200	証書借入又は証券借入れによる。年8.0%以内で、償還は元金均等返済方式で行う。特別の償還条件はない。

平成21年度電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成21年度山口県の電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成21年度電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第2款 電気事業費用	△12,372千円	1,450,930千円	1,438,558千円
第1項 営業費用	△12,372千円	1,305,628千円	1,293,256千円
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）			
第3条 予算第7条中「職員給与費437,412千円」を「職員給与費425,040千円」に改める。			
平成21年度工業用水道事業会計補正予算（第1号）			

（総則）

第1条 平成21年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

1分担金及び負担金	1負担金	△205	873,252	873,047
3繰入金	△676	112,548	111,872	
歳入	1他会計繰入金	△676	112,548	111,872
歳入	合計	△881	1,381,800	1,380,919
歳出				
款	項	補正額	補正前の額	計
1流域下水道事業費		△881	1,381,800	1,380,919
歳出	1流域下水道費	△881	1,381,800	1,380,919
歳出	合計	△881	1,381,800	1,380,919
平成21年度港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）				
平成21年度山口県の港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。				
（歳入歳出予算の補正）				
第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ18,800千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,200,086千円とする。				
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。				
（地方債の補正）				
第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。				
第1表 歳入歳出予算補正				
歳入	項	補正額	補正前の額	計
款				
5県債		△18,800	1,959,000	1,940,200
歳入	1県債	△18,800	1,959,000	1,940,200
歳入	合計	△18,800	4,218,886	4,200,086
歳出				
款	項	補正額	補正前の額	計
1港湾整備事業費		△18,800	4,218,886	4,200,086
歳出	1港湾整備費	△18,800	4,218,886	4,200,086
歳出	合計	△18,800	4,218,886	4,200,086
第2表 地方債補正				
（単位 千円）				

(収益的収入及び支出)  
第2条 平成21年度工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	支	出	計
第2款	工業用水道事業費用	△33,496千円	6,206,099千円	6,172,603千円
第1項	営業費用	△33,496千円	5,117,315千円	5,083,819千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)  
第3条 予算第9条中「職員給与と費799,736千円」を「職員給与と費766,240千円」に改める。

平成21年度総合医療センター事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成21年度山口県の総合医療センター事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成21年度総合医療センター事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	支	出	計
第1款	病院事業費用	△192,368千円	11,337,166千円	11,144,798千円
第1項	営業費用	△192,368千円	11,091,429千円	10,899,061千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第7条中「職員給与と費5,930,142千円」を「職員給与と費5,737,774千円」に改める。

平成21年度こころの医療センター事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成21年度山口県のこころの医療センター事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成21年度こころの医療センター事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第1款	病院事業費用	△40,324千円	1,789,111千円	1,748,787千円
第1項	営業費用	△40,324千円	1,695,737千円	1,655,413千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)  
第3条 予算第6条中「職員給与と費1,178,614千円」を「職員給与と費1,153,968千円」に改める。

(五) 国定技術士試験の集約

国定技術士の一部を改訂する法律(昭和五十七年法律第一号)附則第二條の規定により、国定技術士国家試験を次のとおり実施する。

平成二十二年一月八日

山口県知事 一井 関 成

一 試験の日程

(一) 筆記試験 平成二十二年三月九日(火曜日)午前十時～午後

(二) 実地試験 平成二十二年三月十日(水曜日)午前九時から

二 試験の場所

上関中貴船町三丁目一丁目二七号

上関国定技術士試験学校

三 試験費

国定技術士試験(昭和三十年法律第百六十八号)第十四条第四号の定めにかかわらず、  
新しめる。

四 試験願書及び模範の交付期間

平成二十二年一月八日(金曜日)から同年二月十一日(金曜日)まで(郵送の場合  
は、二月十二日までの消印のあるものを、有効とする。)

五 試験願書及び模範の提出先

(一) 試験願書

山口県県庁一棟一階(郵便番号755-118501)

山口県建設課県政施設課建設課

(二) 模範

上関市貴船町三丁目一棟二七号(郵便番号751-10833)

六 下関歯科技工専門学校  
提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 卒業証明書、修了証明書等受験資格を証する書類
- (三) 写真

七 受験手数料

三万六千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十二年三月三十日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部健康増進課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部健康増進課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「歯科技工士国家試験」と朱書きし、八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部健康増進課(電話〇八三一九三三―二九五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十二年一月八日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
下松市大字河内字下小野
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
下松市大字河内一〇八六番地の二

岡嶋 熊一

(七) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十二年一月八日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品の名称及び数量

県立学校コンピュータ教室用機器及び県立学校ネットワーク用端末機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十一年十月二十九日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

西日本電信電話株式会社 大阪市中央区馬場町三番一五号

六 落札金額

一億三千七十二万五千元

七 入札公告日

平成二十一年九月十八日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

山口県選挙管理委員会告示第一号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月八日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

「山陽小野田市立山陽市民 病 院 " 大字厚狭五〇三

削る。



正 誤

平成十九年七月二十七日山口県告示第三百九十五号（公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可）

四	ページ		
上	段		
五	行	誤	
		三四度	
			正
			一六四度

を

平成二十二年一月八日発行

発行所

山口県知事庁